

北条川放水路警報監視施設点検業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、北条川放水路警報施設における警報局、監視局及び情報処理施設（以下「警報監視施設」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 実施作業

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、特記仕様書に定める履行場所、施設及び点検周期等に基づき、システムの機能を十分維持するよう実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書において、指示、承諾及び協議の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を指示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
3. 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 調査職員

発注者は業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め受注者に通知するものとする。

第5条 主任技術者

1. 受注者は業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
2. 主任技術者は契約書、設計図書及び特記仕様書に基づき業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
3. 主任技術者は、業務を行ううえで、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

第6条 点検の基準

業務の履行に当たっては、この仕様書、特記仕様書及び、「電気通信施設点検基準（案）」によるほか、次の各号に掲げる諸法規を遵守するものとする。

1. 「電波法」およびこれに基づく法令
2. 「電気事業法」及びこれに基づく法令
3. 「電気通信事業法」、「有線電気通信法」及びこれに基づく法令
4. その他関係法令

第7条 実施計画書

受注者は、契約締結後速やかに点検管理業務実施計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受けなければならない。

点検管理業務実施計画書には、契約図書等に基づき下記事項を記入するものとする。

1. 業務計画
 - ア. 概要
 - イ. 業務内容
 - ウ. 工程表
 - エ. 業務方針
2. 点検者等組織表
3. 緊急時の連絡先
4. 安全管理及び実施管理
5. その他

第8条 点検記録

業務実施時には業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。

なお、点検記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとし、書式等は調査職員の承諾を受けるものとする。

1. 業務履行結果の概要及び所見
2. 点検記録及びデータ
3. 調査職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

第9条 打ち合わせ

主任技術者は、調査職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打ち合わせの際相互に確認するものとする。

第10条 測定機器類等

業務に直接必要な測定器具類等は、受注者の所有するものを使用するものとする。

第11条 貸与品等

1. 業務に直接必要な図書、予備品等は発注者の所有するものを使用できるものとする。
2. 受注者は、前項の規定により発注者の予備品等を使用する場合は、事前に調査職員の承諾を得るものとし、その内容を点検記録簿に記載するものとする。
3. 使用を許可された予備品等に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責において無償修理を行うものとする。

第12条 履行上の責任

業務の履行後生じた不良箇所で、明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

第13条 業務の履行

1. 業務実施時は業務の履行に適した服装とし、腕章により身分を明確に表すものとし、常に環境整備等に留意するものとする。

2. 業務の履行に当たっては、警報監視施設等の運用を休止させてはならない。
ただし、調査職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
3. 業務のうち無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく法令に定める、電波の質に影響を与える作業を行う場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

第14条 業務の一時中止

業務の履行中、調査職員から業務の一時中止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

第15条 臨時の措置

1. 業務の履行中において、システム等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに調査職員に報告しその指示を受けるものとする。
2. 前項の場合、また調査職員が臨時に業務を指示した場合は、受託者は、これに応ずるものとする。
なお、この場合、受注者の責に帰するものを除き、発注者と受注者の協議により、契約変更の対象とするものとする。

第16条 提出書類

1. 受注者は、発注者が業務に関する書類を求めた場合、指定期日までに提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第17条 業務完了通知

受託者は、業務が完了したときは、令和7年4月1日までに完了した旨を書面で提出しなければならない。

第18条 検査

受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、主任技術者が立会のうえ検査を受けるものとする。

第19条 疑義

この仕様書に明記なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。